

食品安全委員会緊急時対応基本指針

平成16年4月15日	食品安全委員会決定
平成17年10月6日	一部改正
平成18年8月31日	一部改正
平成20年7月3日	一部改正
平成20年11月13日	最終改正

本指針は、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省申合せ。以下「基本要綱」という。）に即し、食品安全委員会（以下「委員会」という。）による緊急事態等（基本要綱に定める緊急事態等をいう。以下同じ。）への対応に関する基本的な事項を定めるものである。

1 緊急時対応の基本方針

緊急事態等への対応に当たっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、平時から、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報（以下「食品危害情報」という。）の広範囲な収集及び分析を行うとともに、科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を行うため、リスク管理機関等と緊密に連携しつつ、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制に努めることとする。

また、収集した情報の評価、緊急事態等であるかどうかの判断その他の緊急時対応は、特定の感受性集団（乳幼児、妊婦、高齢者等）への影響等を考慮しつつ、常に最悪の事態も想定して行うこととする。

2 情報連絡体制の整備

（1）委員会内における情報連絡体制の整備

- ① 委員長は、緊急事態等が発生した場合において直ちに参集すべき職員（以下「第一次参集要員」という。）をあらかじめ指定する。
- ② 情報・緊急時対応課は、緊急事態等が発生した場合において第一次参集要員等が直ちに参集できるよう、平時から、委員会内における情報連絡体制等を整備し、緊急事態等に備えた対応要領の検討及び訓練の実施に努めることとする。

（2）リスク管理機関との情報連絡体制の整備

- ① 情報・緊急時対応課は、緊急事態等への対応に関し、夜間休日を含むリスク管理機関に対する情報連絡窓口を設置する等、リスク管理機関との情報連絡体制の整備を図ることとする。
- ② 情報・緊急時対応課は、食品危害情報等について、平時から、リスク管

理機関との情報の交換を緊密に行うこととする。なお、リスク管理機関の情報連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。

- ・ 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
- ・ 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官
- ・ 環境省水・大気環境局土壌環境課

3 連絡要領

- (1) 情報・緊急時対応課は、緊急事態等を認知した場合には、速やかに事務局長（事務局長と連絡がとれない場合には、事務局次長とする。以下同じ。）に第一報を連絡することとする。

また、事務局長は、情報・緊急時対応課からの連絡を受けた後、速やかに委員長（委員長と連絡がとれない場合には、委員長代理とする。以下同じ。）に報告を行うこととする。

- (2) 委員長は、事務局長からの報告を受け、食品安全担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。以下同じ。）に対する報告が必要であると判断した場合において、事務局長に対し、速やかに食品安全担当大臣に対する報告を指示することとする。

また、委員長は、委員会の開催その他必要な事項について、速やかに事務局長に対し、指示することとする。

- (3) 委員長は、委員会自らが認知した緊急事態及びその可能性のある事態について、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成15年11月21日閣議決定）に基づき、内閣情報調査室（内閣情報集約センター）への報告が必要であると判断した場合には、事務局長にこれを指示する。

- (4) 事務局長は、委員長から指示された事項について、自ら又は事務局各課に指示した上で、速やかにこれを実施することとする。

また、事務局長は、情報・緊急時対応課による情報の継続的な収集及び連絡、又は第一次参集要員等の職員の参集若しくは待機等についての必要性を適切に判断し、速やかにこれを指示することとする。

4 対応策の決定過程等

- (1) 緊急事態等が発生した場合における委員会としての対応策については、委員長は、委員及び事務局長等と協議の上、リスク管理機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ委員会会合を開催し、速やかにこれを決定し、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制に努めることとする。

なお、対応策の決定に当たっては、政府全体として整合性のとれた対応策を講ずる必要があるため、委員会及びリスク管理機関の役割分担、それを前提とする協力内容の明確化等に努めることとする。

また、委員会会合においては、必要に応じ、リスク管理機関の担当者、専門委員、専門家等の出席を求めることとする。

- (2) 委員長は、緊急事態等の事案に応じて、関係する専門調査会に対し、その開催を指示し、必要な情報の収集又はリスクコミュニケーションの方法の決定等について専門的知見に基づき審議させることとする。
- (3) 緊急事態等が発生した場合において、事務局長からの報告に基づき、食品安全担当大臣が政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合には、委員会は、基本要綱に基づく対応を迅速かつ適切に行うこととする。

5 情報収集等の在り方

(1) 情報・緊急時対応課による情報収集等

- ① 情報・緊急時対応課は、平時から、評価課と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広範囲に必要な食品危害情報等を収集することとする。
 - ・ リスク管理機関その他の関係省庁
 - ・ 地方公共団体
 - ・ 関係試験研究機関（厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所、厚生労働省国立感染症研究所、（独）国立健康・栄養研究所、農林水産省動物医薬品検査所、（独）農林水産消費安全技術センター、（独）農業・食品産業技術総合研究機構、（独）農業環境技術研究所、（独）農業生物資源研究所、（独）国際農林水産業研究センター、（独）水産総合研究センター等）
 - ・ 海外関係（関係国際機関、主要国の公的機関、在外公館等）
 - ・ 関係団体（医療機関等）
- ② 情報・緊急時対応課は、収集した食品危害情報等の分析及び整理を行い、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、事務局長に報告することとする。

また、事務局各課に対しても、速やかに情報を提供し、事務局内における情報の共有化を図ることとする。
- ③ 情報・緊急時対応課は、平時から、食品リスク情報関係府省担当者会議の定期的な開催、電子メールの活用等を通じ、リスク管理機関との緊密な連携を図り、収集した食品危害情報等について、その共有化を行うこととする。

(2) 勧告広報課による情報収集等

- ① 勧告広報課は、平時から、食の安全ダイヤル及び食品安全モニター等を通じ、消費者等から食品危害情報等の収集に努めることとする。
- ② 勧告広報課は、収集した食品危害情報等を情報・緊急時対応課に提供する。

(3) 委員及び専門委員による情報収集等

委員及び専門委員は、独自に食品危害情報等についての収集を行い、収集した情報について、必要に応じ、事務局に提供することとする。

(4) 職員等の現地派遣による情報収集等

委員会は、緊急事態等が発生した場合において、必要があると認める場合には、現地に委員、専門委員又は職員を派遣し、情報を収集する。派遣された委員、専門委員又は職員は、情報を収集するとともに、現地における関係者等に対し、必要に応じ、適宜、科学的知見に基づく助言等を行う。

(5) 調査による情報収集

委員会は、緊急時対応を適切に行うため、必要に応じ、独自に調査を行うほか、関係試験研究機関に対し、直接に（独立行政法人の場合にあっては関係各大臣を通じて）調査、分析又は検査の実施を要請し、情報の収集を行うこととする。

6 食品健康影響評価

- (1) 委員会は、緊急事態等に際し収集・分析した情報に基づき、自らの判断又はリスク管理機関からの要請により、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うこととする。

- (2) 委員会は、(1)により行った食品健康影響評価の結果等について、適切に公表する。

7 勧告及び意見

- (1) 委員会は、緊急事態等に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。

- (2) 委員会は、緊急事態等に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。

- (3) 委員会は、緊急事態等が発生した場合において、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に対して、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する。

8 リスクコミュニケーション

委員会は、緊急事態等において、食品の安全性の確保に関し、関係者相互間における情報及び意見の交換(以下「リスクコミュニケーション」という。)の促進を図るために必要な措置を適切に講ずることとする。

なお、委員会は、リスク管理機関と緊密に連携し、リスクコミュニケーションに関するリスク管理機関の事務の調整を行うこととする。

9 情報提供

(1) 国民への情報提供

勧告広報課及びリスクコミュニケーション官は、緊急事態等に関連する国の内外の情報について、報道機関、政府広報、インターネット等を通じ、迅速かつ適切に広く国民に提供する。

なお、国民への情報の提供は、情報・緊急時対応課が、広報の内容、発表時期及び方法等について、リスク管理機関と相互に緊密な連携を図った上で行うこととする。

(2) 関係機関等への情報提供

情報・緊急時対応課は、食品危害情報等については、必要に応じ、5(1)①に掲げる情報収集先等に対し、速やかに情報を提供することとする。

10 事後検証及び指針の改定

- (1) 情報・緊急時対応課は、緊急事態等に際して、実施した対応等について記録することとする。また、委員会は、緊急時対応専門調査会に対し、当該記録を参考として、委員会の緊急時対応の問題点や改善点等について事後検証を行うよう指示することとする。

- (2) その結果、事後検証の結果又はその他の理由により必要と認められる場合には、本指針を改定することとする。

11 その他

- (1) 基本要綱及び本指針に定めるもののほか、委員会による緊急事態等への対応に関し必要な事項は、委員長が別に定めることとする。

- (2) 「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」(平成20年9月10日消費者安全情報総括官会議申合せ)及び「消費者の安全に関する緊急時対応実

施要綱」（平成20年9月10日消費者安全情報総括官会議幹事会申合せ）に基づく対応については、本指針に準じて実施する。

この場合において、

① 本指針中「リスク管理機関」とあるのは「消費者安全情報総括官が置かれる関係府省」と、「事務局長」とあるのは「消費者安全情報総括官」と読み替えるとともに、2中において「厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課」とあるのは「厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室又は医薬食品局食品安全部企画情報課」と、「環境省水・大気環境局土壌環境課」とあるのは「内閣府国民生活局消費者安全課」及び「文部科学省大臣官房総務課」と、5中において「食品リスク情報関係府省担当者会議の定期的な開催、電子メールの活用等」とあるのは「電子メールの活用等」と読み替えるものとする。

② 連絡要領については、本指針の3にかかわらず以下に定めるところによる。

ア 情報・緊急時対応課は、自ら重要事案にかかる情報を認知し、又は関係府省から重要事案にかかる情報の通報を受けた場合には、速やかに消費者安全情報総括官（消費者安全情報総括官と連絡がとれない場合には、事務局次長とする。以下同じ。）に第一報を連絡することとする。

イ 消費者安全情報総括官は、情報・緊急時対応課からの連絡を受けた後、速やかに委員長（委員長と連絡がとれない場合には、委員長代理とする。以下同じ。）及び食品安全担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国务大臣をもって充てられるものをいう。以下同じ。）に報告を行うこととする。

ウ 委員長は、消費者安全情報総括官からの報告を受け、委員会が自ら認知した重要事案が「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」の2（2）で定める緊急事態に該当すると判断する場合には、消費者安全情報総括官に対し、必要に応じ、内閣総理大臣及び官房長官に対する報告、臨時消費者安全情報総括官会議の開催の要請、その他必要な事項について指示することとする。

エ 消費者安全情報総括官は、委員長から指示された事項について、自ら又は事務局各課に指示した上で、速やかにこれを実施することとする。

また、消費者安全情報総括官は、情報・緊急時対応課による情報の継続的な収集及び連絡、又は第一次参集要員等の職員の参集若しくは待機等についての必要性を適切に判断し、速やかにこれを指示することとする。

オ なお、委員会が自ら重要事案に係る情報を認知した場合の連絡は以下のとおり行う。

（ア）緊急事態としての対応が必要であると考えられる重要事案については、「消費者の安全に関する緊急時対応実施要綱」で定める様式1（以

下「様式 1」という) を用いて電子メール又はFAXによる通報と併せて電話により口頭で、情報連絡窓口を通じて、国民生活局長にその旨を伝え、必要に応じ臨時消費者安全情報総括官会議の開催を求めるとともに、他の消費者安全情報総括官に通報する。

(イ) その他の重要事案については、様式 1 を用いて電子メール又はFAXにより通報するとともに電話により口頭で内閣府国民生活局に情報提供する。

「食品安全委員会緊急時対応基本指針」における緊急時対応の流れ

(参考)

